

タイトル	社会的企業の現代的意義と存立根拠について(山田定市教授退職記念号)
著者	鈴木, 敏正
引用	北海学園大学経営論集, 2(4): 19-34
発行日	2005-03-25

# 社会的企業の現代的意義と存立根拠について

鈴木 敏 正

## I 課 題

1970年代以降、いわゆるポスト福祉国家が問題にされ、それに代わるものとして80年代には主要先進諸国において新保守主義的=新自由主義的な政策が採用された。しかし、とくに90年代以降におけるグローバリゼーションの過程で、そうした政策が国際地域紛争や貧困・飢餓問題、人権や環境の問題にはじまる地球的諸問題をより深刻にしているというだけでなく、国家的・地域的および階層的・個人的な格差を著しく拡大し、国際的にも一国内においても社会的統合を困難にするような状況をもたらしていること（「社会的排除問題」）が明らかになるにしたがい、それらを克服するような新たな方向が模索され続けている。

そうした方向としてもっとも注目されてきたのは、改革された社会民主主義的国家あるいは新福祉国家の方向であろう。それは広くはヨーロッパの道、狭くは北欧福祉国家の道として、アングロサクソンのあるいはアメリカ型の方向に対置されていて、2004年に25カ国に拡大したEUの行く末が注目されている。そうした中で日本のとるべき方向が問われているのが現段階であろう。

ところで、旧福祉国家と新自由主義=新保守主義的国家に代わる「第三の道」としての新たな社会民主主義的な国家においては、国家でも企業でもなく、「国家の失敗」と「市

場の失敗」を克服しうる「第三の道」（サードセクター）としての非営利組織や協同組織の役割が重要視されている。それは欧米各国でさまざまな名称をもっているが、ヨーロッパでは1990年代に入って一般に「社会的経済」と呼ばれてきたものである。

こうした非営利・協同組織は、国家や大企業のあり方を批判し、その限界を指摘するものとして登場したが、それらを社会の中で実際に「第三の道」として位置付けようとする時、注目されるのは現実的に社会問題の解決に取り組んでいるような組織である。それらは多様な「起業組織 initiatives」として存在しているが、単に「非営利」というのではなく、具体的な事業活動を通して積極的に社会問題に対処するものとして考えられてきている。最近のヨーロッパでそうしたものとして政策的に評価されているのが、「社会的企業 Social Enterprise」なのである。

ひるがえって日本ではいま、非営利組織法制度改革が進行中である。これまで特定非営利活動促進法（1998）、中間法人法（2002）といった新たな法が制定されてきたが、それらはいずれも暫定的なものと考えられている。いわゆる「KSD（中小企業経営者福祉事業団）事件」とともにはじまった公益法人改革とあわせて、非営利組織法人全体にかかわる法制度の整備が当面する課題となっている。協同組合に関しては、たとえば旧来から協同組合の位置づけが高かったイタリアでは、さ

らに時代的要請に対応するために社会的協同組合法（1991）が制定されている。それに対して日本では、生活協働組合・農業協同組合・中小企業協同組合などに関する法律がそれぞれ個別法としてあるだけで、独自の協同組合基本法は存在せず、労働者協同組合法のような現代的協同組合に対する民間からの要求に対してもいまだ対応がなされていない。

しかしながら、参画型社会や地方分権が提起されている現代、市民社会の活性化のためにも、行政と市民との協働を進めるためにも、非営利・協同組織の位置づけがますます重要なものとなっていくであろう。そうした中で、とくにヨーロッパの経験に学びつつ、「社会的企業」をどのように理解し位置付けていくかは、日本にとってもきわめて重要な課題となってきたのである。

本稿の課題は、山田定市教授の協同組合論に学びつつ、社会的企業の現代的意義と存立根拠を明らかにするところにある。山田教授は協同組合論の研究者として著名であるが、その研究は現在に至るまで発展を続け、今後においてもますます重要性を増してきているように思われる。本稿はその発展可能性を、社会的企業論という新しい視点から考え直してみようとするものである。

## II ヨーロッパにおける社会的企業の動向

まず、社会的企業をめぐる議論について、焦点となっているヨーロッパの動向に注目してみておくことにしよう。

一般に社会的企業は、国家でも私的企業でもない第3の部門（サードセクター）として位置付けられている。そうしたものとして日本でなじみが深いのは、阪神大震災以来社会的に認知されたとされるボランティア組織である。しかし、注目されているのはボランティア「活動」であり、第3セクターとして

の位置づけは弱い。組織的特徴に注目する場合は、一般に、非政府組織（NGO）と非営利組織（NPO）、とくに1998年の「特定非営利活動促進法」（通称NPO法）以来、NPOという呼称が用いられている<sup>2)</sup>。しかし、これはアメリカ起源のものであり、社会的企業という概念が提起されているヨーロッパでは必ずしも一般的ではない。

イギリスでは伝統的に「ボランティア部門」あるいは「ボランティアおよび地域社会（コミュニティ）セクター」が位置付けられてきた。経済的活動を行う第3セクターとしてヨーロッパで最も大きな位置を占めるのは協同組合であるが、これには、イギリス型のほか、スウェーデンなどの北欧型、そしてイタリアを中心とする南欧型がある。フランスでは、経済的というよりも文化的な活動を行う非営利組織として「アソシアション association」が一般的である。この他、各国での制度的な位置付けにまで具体化して考えれば、ヨーロッパにおける第3セクターのあり方は、それぞれの歴史的経過に応じてきわめて多様である。

これらの多様なものを統一して理解しようとする動きは、1990年代になって本格的になったと言ってよい。それを促進したのは、マーストリヒト条約（1992年調印）段階のヨーロッパ統合の動きであることは周知のとおりである。そこには、各国で経験された「政府の失敗」と「市場の失敗」に対応する、ポスト福祉国家段階の国家と社会のあり方が共通に追求されてきたという背景がある。90年代前半には、統合ヨーロッパのこうした政策をリードしてきたフランスを起源とする「社会的経済 *économie sociale*」が、第3セクターを表現する中心的な用語になってきた<sup>3)</sup>。そこには、協同組合、相互扶助（共済）組織、（事業活動を行う）非営利組織が含まれている。日本では、社会的経済は労働者協同組合をモデルにして考えられることが

多く、一般に「非営利・協同セクター」として議論されてきた<sup>4)</sup>。

しかし、1990年代後半になると、グローバリゼーションが一段と進展し、そのもとでの長期的・構造的な不況への対応が大きな課題となってくる。とくに、そうした中で国家・地域・階層そして諸グループ・個人間の格差が拡大し、社会的に排除された人々と地域の問題が深刻化した。そして、そのことが国家レベルでもヨーロッパのレベルでも、社会的統合を困難にする問題だと理解されるに及んで、社会的排除問題への対応が重要な課題となってくる。グローバリゼーションの中での競争を意識しながら、経済的・労働市場の対応だけでなく、より複雑な社会問題にも対応するような、しかし(財政的な余裕がない)国家でも(ぎりぎりのところまでの市場の効率性の追求がもためられている)私的企業でもないような、「第3セクター」のあり方が問われてきたのである。

「社会的企業 social enterprise」概念は、以上のような動向の中で前面に現れてきたと言える。それは、それまでのヨーロッパ各国における多様な第3セクターの歴史と、統合ヨーロッパにおける「社会的経済」の取り組みを前提にしたものである。しかし同時に、グローバリゼーションとその結果としての社会問題への対応をはかるために、一方では情報・技術や経営・経済の「現代化」に対応する「企業家精神 entrepreneurship」が必要とされているとともに、他方では、ポスト福祉国家段階の社会問題に対応する社会的価値の実現が求められているのである。2004年に25カ国に拡大し、グローバリゼーションがいっそう進むとともに、内部に拡大した格差と社会問題をかかえた拡大EUでは、社会的排除問題に取り組む社会的企業のあり方がよりいっそう重要なものとして考えられてきている。

こうした動向を紹介する著書が最近出版さ

れ、邦訳された。拡大前のEU15カ国における事例を包括的に分析し、理論的提起を行っているC.ボルザガ/J.ドゥフルニ編『社会的企業』(原著2001)である<sup>5)</sup>。そこで、この共同研究の成果によって、ヨーロッパにおける社会的企業の動向とそれに対する研究的アプローチをみておくことにしよう。

同書は、「社会的企業の登場、ヨーロッパにおける社会的排除との闘いの道具」という4年間にわたる共同研究の成果とされている。その研究計画は、何よりもまず、上述した「社会的排除問題」への取り組みの一環であることに注目しておくべきであろう<sup>6)</sup>。そうした中で社会的企業は、民間営利組織にも公的部門に属さない「サードセクターの起業組織 initiative」として位置付けられている。

それは、1990年代のヨーロッパで支配的な動向となった社会民主主義的な政策、そして社会的排除に市民社会レベルで取り組む多様な組織的活動の発展を念頭においている。社会的企業は、ヨーロッパ諸国において、きわめて多様なフォーマルあるいはインフォーマルな制度のもとにおかれている。重要なことは「社会的目的に焦点をあてる新しい企業家精神 a new enterprise spirit」に共通して注目していることである。そのことは、これまでヨーロッパでは第3セクターを表現する共通用語となりつつあった「社会的経済 social economy」や「協同組織 association」に代わって「社会的企業」とされている基本的な理由だと考えられる。

社会的経済において中心的位置を占めていた協同組合では、イタリアやフランスなどで法制化された「社会的協同組合」が注目されている。とくにイタリアの社会的協同組合は、1991年法(第381号)で「市民の人間としての発達および社会参加についての、地域社会(コミュニティ)の普遍的な利益を追求することを目的」とするものであるとされていて、社会的企業の重要なモデルとなったもの

であり、「社会的企業にもっとも適しており安定的・持続的事業を行っている」と評価されている<sup>7)</sup>。しかし他方で社会的企業は、社会活動・社会運動的な側面が強い非営利組織（NPO）とも異なって、「企業家精神」が強調されている。かくして、社会的企業はワーカーズコープや利用者協同組合などの協同組合と、生産志向であったりアドボカシー（政策提言）をしたりする非営利組織（NPO）との中間に位置付けられている。

この共同研究において具体的に社会的企業を定義するにあたっては、経済的・企業的な4つの基準と社会的側面の5つの基準の、あわせて9つの基準が採られている。すなわち前者は、①財・サービスの生産・供給の継続的活動、②高度の自律性、③経済的リスクの高さ、④最小量の有償労働、である。後者は、①コミュニティへの貢献という明確な目的、②市民グループが設立する組織、③資本所有に基づかない意志決定、④活動によって影響を受ける人々（ステークホルダー）による参加、⑤利潤分配の制限、である。

もちろん、それらの到達度は個々の社会的企業によって異なる。15カ国における多様性は、(1)経済・社会システムの発展レベル、(2)福祉制度と伝統的なサードセクターの特徴、(3)法制度の発展程度によって整理されている。

(1)に関しては、経済発展レベルが高く社会サービスやコミュニティケアへの需要が大きくなっている国で社会的企業が発展している。それに対して、それらの到達度が低く、インフォーマルな、主として家族によるサービスが中心である国では、雇用創出の必要性に規定された労働市場への統合型社会的企業、あるいはワーカーズコープや生産者協同組合という伝統的形態がとられていると結論づけられている。

(2)に関しては、発達した福祉普遍主義国家（スウェーデン、デンマーク、フィンランド）では、社会的企業が活発なのは特定の領域に

限られているが、政府の役割を限定している諸国（ドイツ、オーストリア、フランス、ベネルクス3国、アイルランド）では、家族と伝統的サードセクターが行政に依存しながらも重要な役割を果たしており、社会的企業の展開は複雑で一様ではない。そして、あまり発達していない福祉国家（イタリア、スペイン、ギリシャ、ポルトガル）では、社会的企業は教育や健康の分野などに限定され、サービスをめぐるニーズと供給のギャップを埋めるかたちで展開していることが指摘されている。

(3)の法制度上の相違については、生産的な活動を実行する際の自律性と力量のレベルに主要な点があるとされている。とくに「アソシエーション association」が位置付けられている国（フランスやベルギー）では、社会的企業は主としてアソシエーションとして設立されている。しかし、アソシエーションが営利を目的としないものと考えられ、協同組合制度が発達している国（スウェーデン、フィンランド、イタリア、スペイン）では、社会的企業は主として協同組合という法人形態をとっている。そして、これらの双方の側面が社会的企業に求められているという点からみれば、両者は収斂する可能性もあるとされている。

以上のようにヨーロッパにおける社会的企業は、多様な形態と発展レベルをもっているのだが、いずれも現段階における社会問題（社会的排除問題）に取り組む事業組織であると理解され、EUとその構成諸国において位置付けられてきているのである。

### III 山田協同組合論と社会的企業

さて、社会的企業について日本では、NPO学会メンバーなどによる調査研究が最近始まったところである。しかし、私的企業とは異なる社会的目的をもった事業活動や企

業的活動の分析にかかわる研究的蓄積としては、まず協同組合論に注目すべきであろう。ヨーロッパの社会的企業においては一般に協同組合、とくに最近における発展がめざましい「社会的協同組合」が中心的位置を占めている。したがって、その研究においては協同組合論の新展開が求められていると言えよう。

日本においては、戦前からの産業組合論にはじまり、戦後直後からの農協論、高度経済成長期からの生協論を中心としながら、国際的にも水準の高い協同組合論の蓄積があった。山田定市教授は、そのような日本における協同組合論の蓄積をふまえながらも、つねに協同組合実践に深く関わりつつ、新たな時代的要請に応えるような協同組合論の発展に尽力されてきた。その最近の到達点は、主著『農と食の経済と協同』（日本経済評論社、1999）の「第Ⅲ部 現代の協同と協同組合」に集約されている。

とくに、協同組合論と協同組合の歴史的展開を整理した第7章と、日本の協同組合の代表である農業協同組合と生活協同組合の現段階の性格をまとめた第8および第9章に引き続く、第10章「協同組合と地域民主主義」および第11章「補論：非営利・協同と労働者協同組合」は、社会的企業の理解にとって重要な論点を提起していると思われる。ここでは、それらから学ぶべき点を整理しておく。

現段階の協同組合の理解として注目すべきは、第1に、経済民主主義の視点からする「地域民主主義」の課題として実践的に位置付けていることである。経済民主主義については、単に独占的大企業に対する民主的規制というだけでなく、「勤労諸階層自体が経済・事業活動の主体として、その主体的力量を高め事業の民主的運営を実践すること」、すなわち「協同の経営」<sup>8)</sup>をすることが現実の課題となっている段階で、民主的経済社会システムを創造していくという方向性におい

て位置付けられている。

第2に、民主主義の政治的および経済的内実の結節点であり、協同組合を分析していく基軸として「協同労働」を提起していることである。その概念は、協同組合論としては、従来しばしば二元的に考えられてきた協同組合における組織・運動体と事業・経営体の二側面を統一的に把握するために設定されたものである。それはまた、協同組合をたんに組織的に特徴づけるだけでなく、その内部構造を労働の成果の分配、所有・管理などと結びつけて理解する上でも有効な視点とされている。

第3に、その協同労働がシステム化（制度化）されていく過程は協同労働・協同組合労働・公務労働との関連において、その協同組合労働は、組合員の個別労働、組合員の協同労働、そして協同組合専門労働の重層構造において把握しているということである。この視点は、組合員と協同組合労働者によって民主的に編制される協同組合労働というだけでなく、地域に開かれた協同組合という方向、公務労働や地域関連労働と関連づけられた協同組合労働という視点にもつながっている。

第4に、これらをふまえて協同組合が追求する価値として協同性とともに公共性が提起されているが、それらは近代ブルジョア民主主義の原理としての矛盾、対抗的性格をもつものとして理解されている。協同組合は、まさにそれらを克服して地域民主主義を実現する運動として位置付けられ、そうした視点から民主的運営の内実を問うているのである。その中心的課題は、地域に開かれた地域民主主義に基礎をおく参加型民主主義を協同組織の内部において実現しつつ、地域関係団体・組織・機関との協同ネットワークをつくりあげていくことだとされている。それは地域づくりの課題として考えられ、「公・協・民の複合的地域システム」の構築という実践的課題として提起されている。

以上のような現段階における協同組合の一般的な理解に基づいて、補論では労働者協同組合の理解が展開されている。それは「労働者が協同労働を通してみずからの労働を主体的に編制し、人間的労働を実現する実践としての意義」をもつものだとされている。現実には雇用・失業問題の深刻化に伴って、「労働市場から排除された労働者のやむにやまれぬ主体的運動」として展開されている。それゆえ、労働者協同組合の成員である労働者には、「労働主体」であるだけでなく、民主的運営を担う「経営主体」、地域問題にも取り組んでいくような「地域統治主体」として形成されていくような主体的力量が求められると指摘されている。こうした指摘は、上述のような協同組合論から必然的に生まれてくるものであると言えよう。

さて、前掲の『社会的企業』第II部では、4つの視点から社会的企業への理論的アプローチがなされている。それらは、以上で見てきたような山田教授の協同組合論の発展として、あるいは応用として理解できるように思われる。

まず第1に、「社会的企業のインセンティブ構造」（執筆はアルベルト・バッキエガ/カルロ・ボルザガ）である。そこで社会的企業は、「サービスを生産する新しい組織」であるという制度論的視点から検討されている。インセンティブ構造とくに関連していることは、「明確な社会的目的であり、一方での生産者と他方での消費者・地域コミュニティとの近隣性であり、組織内部としては、労働者の努力への金銭的な報酬に対する開かれた民主的なマネジメント」である。とくにこれまで無視されていたこととして労働者の地位という観点、インセンティブは「組織の目的・使命の形成とその共有に労働者が参加することにに基づいていること」が強調されている。

このようなインセンティブ構造論は、協同

労働の質の問題として議論できる。そうした視点からすると、山田教授が協同労働・協同組合労働という視点から協同組合にアプローチしていることに注目すべきである。ボルザガからの社会的企業論に即して言えば、経済的・企業家的側面（4つの基準）と社会的側面（5つの基準）が矛盾する可能性をふましつつ、それらをいかに統一していくかという課題であると言える。ヨーロッパではこれまで協同組合労働者の視点が忘れられてきたとされているが、山田教授はまさに協同労働の視点から労働者の位置づけを重視し続けてきた。その視点は、多様なものの複合として考えられる社会的企業における協同のあり方へと発展させることが可能であろう。

第2に、「社会的企業と社会的資本」（アダルベルト・エバース）である。ここでは、社会的企業は「さまざまな目的と資源とを混合する組織」であるという視点から、社会関係、市民精神、連帯、アソシエーションなどの要素や、協同しコミュニティをつくり維持しようとする心構えなどを含む「社会的資本 social capital」（J. S. コールマン, R. D. パットナム）に注目している。それは、社会的企業がコミュニティ志向という目的をもっており、多様な非市場的資源に支えられ、さまざまなステークホルダーがかかわっているという「マルチステークホルダー構造」をもっているという理解にかかわっている。そして、公共政策とのパートナーシップ形成においても、社会的企業が社会的資本とのつながりをもつがゆえに特有の強さと弱さをもった組織であることが評価されなければならないとされている。

社会的資本の視点はまず、山田教授が重視してきた協同組合の組織的・運動的側面の展開の中で位置付けられるであろう。山田教授は、近現代社会における対抗的・矛盾的關係をふまえて、協同組合が追求する価値として「協同性」とともに「公共性」をあげている。

この点を、社会的企業論として具体化することが課題となるであろう。

第3に、「社会的企業と社会経済理論」(ジャン-ルイ・ラビル/マース・ニッセンズ)である。ここでは新制度学派的アプローチから、社会的企業が地域コミュニティに開かれたサービスの実施をめざす市民団体によって運営されていることに注目しつつ、「現代の民主主義制度における経済的連帯の可能性」、すなわち経済的民主主義の形成に焦点をあてている。その際に、市場経済・非市場経済(福祉国家の管轄内にある経済)・非貨幣経済(互酬に基づく経済)という3極からなる社会的経済を前提にして、社会的経済=社会的企業は「社会的共通益」を実現するためにこれら3つを「ハイブリッド化」しようとするものだとしている。そして市場経済や福祉国家経済に「同型化」されないように、ハイブリッド化によっていかに自律性を保つかが社会的企業のポイントであることが強調されている。

経済的民主主義の重要性については山田教授が強調してやまないところであるが、さらにそれを「地域民主主義」として具体的に展開しているところに山田教授の独自性がある。それは端的に「公・協・民の複合的地域システム」の構築の課題と重ね合わされている。その際の前提は、上述のような「同型化」傾向を克服しようとする社会的企業の努力であろう。そのことは、次の点にかかわる。

すなわち、第4に、「社会的企業と経営管理者」(カルロ・ボルザガ/ルッカ・ソラーリ)では、社会的企業に特有な新たな管理モデルをつくる際の課題について考察している。外的にも内的にも、みずからの正統性を確立しなければならないような段階において、①入り口では、社会的企業共通のアイデンティティを創り守るために、社会全体、公的セクター、社会的勢力および社会運動に介入すること、②内部において、マルチステークホル

ダーに対応した企業統治構造と、複合的な動機をもった従業員に対応した人材管理の設計をすること、③内部からは、意志決定し組織する必要と「働く人々に肯定的な態度をとり、参加や学習を奨励し、提案や批判を受け入れ、従業員の試みを認めること」との狭間で、それらを調整することの重要性が指摘されている。

これらは、山田教授が言う「地域に開かれた民主的運営」の課題にかかわるであろう。それらは、理事会と労働組合の緊張感をもった連携、組合労働者の積極的参加といった課題、消費者・組合員・協同組合労働者の連携による協同労働の発展、そして、地域諸組織や行政との連携による経営主体・地域統治主体への形成として提起されている。

以上のことをふまえて、以下、社会的企業論の存立根拠について考えてみることにしよう。

#### IV 私益・公益・共益・社会益

社会的企業についてまず注目すべきは、それが「社会的共通益」つまり「社会益」を追求する企業活動であるとされていることであろう。ボルザガらは、社会的共通益についてふれてはいるが、その明確な概念規定や現代社会における位置づけをしていない。一般に私的企業がまず私利私欲すなわち私益を追求するものであることは言うまでもないが、これまでそれに対置されてきたのは公益や共益であった。これらに対して「社会益」と言う場合、その独自の意味が検討されなければならない。

日本では、1980年代以降、戦後体制の中で制度化されてきた法人制度の改革がひとつの焦点となっている。営利法人については、それまでも公害問題などを通してその社会的責任が問われてきたが、企業活動の透明性や社会的責任を問う運動は、たとえば総会屋批



判や「一株株主」運動にみられるように、あらたな段階に到達している。フィランソロピー<sup>9)</sup>やボランティア活動、あるいは「企業市民」といった考え方による、企業の側からの積極的な社会活動の位置付けもある。最近では、「CSR（企業の社会的責任）」や「SRI（社会的責任投資）」といったことも提起されてきていて<sup>10)</sup>、企業とステイクホルダーの連携、あるいはNPOとの協働による商品開発なども行われてきている。

こうした動向の背景には、グローバリゼーションが進展するのにもとない、第1に、日本の経営制度の改革を迫るような「グローバルスタンダード」が要請されていることがある。第2に、地域企業や小業者との対立、あるいは資本移動に伴う産業空洞化などが社会問題となるにもとまって、地域社会での社会的責任が問われてきているということがある。そして第3に、競争激化に伴う新たな市場戦略でもあることが忘れられてはならないであろう。

公益法人については、旧来型福祉国家における財政赤字や不効率性が問題となっただけでなく、さまざまな不祥事によってその制度疲労や腐敗性が暴露されてきたことを直接的きっかけとして、制度改革が迫られている。とくに阪神大震災以後、自発的な公共的活動としてのボランティア活動の重要性が理解されるようになり、新しく生まれた「特定非営利活動促進法」（1998）によって制度化された「非営利組織（NPO）」は、民間にあって「公益」を追求する活動をするものとして位置付けられている。

非営利法人制度改革をめぐるのは、ごく最近「公益法人制度改革に関する有識者会議」（行革担当相の私的諮問機関）の最終報告がまとめられた（2004年11月）。そこでは、主務官庁の許可制にもとづく現行公益法人制度の廃止と、登記制による非営利法人制度の創設が提案されている。新制度の中では、特

定の大官の下に置かれた審議機関（民間有識者からなる合議制委員会、内閣府か総務省に設置の予定）が一定の要件を満たしているものと判断した法人が、一般非営利法人と区別された「公益性のある法人」とされ、原則非課税とされる方向である（いわゆる「二階建て方式」）。これによって、生まれて間もない「中間法人」も廃止されるが、そうした「改革」が行政関与を強めると批判してきた「NPO法人」は引き続き存続することとなった。しかし、「公益性のある非営利法人」と「NPO法人」はよく似た性格をもつことになるから、統合は避けられないという見方も生まれてきている<sup>11)</sup>。いずれにしても、こうした中で「公益性」を誰がどのような基準で判断するかが最大の焦点となってくるのである。

これらに対して、農協や生協をはじめとして多様な領域において展開されてきた協同組合は、組合員の「共益」を追求するものとされてきた。しかし、たとえば店舗経営などでは、不特定多数の消費者が「受益者」となっている。また、最近では教育・文化や福祉などの新たに広がる活動領域に展開することが必要とされ<sup>12)</sup>、実際に取り組みされている。そして、経営危機への対応もあり、これらの領域をも含んで関連するステイクホルダーとの連携を進めつつ、新たな「コーポレート・ガバナンス」を展開することが課題とされてきている<sup>13)</sup>。こうした中で、これまでの日本の協同組合が、官僚的行政制度にも規定されて、縦割りの的に分化・分断されてきたことが問題にされてきている。それに対して、新たに労働者協同組合法などが提起されてきていることと並行して、より包括的な協同組合基本法が求められてきているのである。

以上のような動向を見るとき、私益・公益・共益が矛盾・対立しながらも相互に関連しあっていることをふまえ、そうした中で社会益を追求することの意味が理解されなけれ

ばならなくなっていると言えよう。

「社会的」の意味は、社会的経済論においてもとくにその中心とされた「協同」組合とのかわりで問題となる。しかし、それらの関係については十分に整理されているとは言えない<sup>14)</sup>。「社会(的)」経済を取り上げても、私益を求める私的セクターや公益にかかわる公的セクターに対して、「共益」を追求する「共的セクター」として位置付けている場合もある<sup>15)</sup>。これらにおいては、市場経済・公共経済に対置されて社会(的)経済が、より一般的には「経済的」あるいは「政治的(ないし国家的)」に対して「社会的(または市民社会的)」が考えられており、それらのいずれにもかかわる「私的」や「協同的」に対する「社会的」の固有の意味は検討されていない。

近現代社会、本質的には資本主義社会においては、私益・公益・共益はつぎのような関係におかれている。それは、山田教授が協同性と公共性はともに「近代ブルジョア民主主義を起点としていることによって、それぞれをめぐる対抗的關係と矛盾を内包している」<sup>16)</sup>と指摘していることとかわるであろう。

すなわち、近現代社会は国民国家と市民社会の分裂を基本的特徴とする社会であり、それともなって、公益=国家益と私益=市民益が対立する。周知のようにG. W. F. ヘーゲルはその『法哲学』(1821年)において、家族・市民社会・国家という枠組みで近代システムを捉えたが、市民社会は私益を追求する「欲求の体系」とされ、普遍性(公益)を追求する国家に対置された。その枠組みは、K. マルクスをはじめとする多くの社会思想家・科学者に(批判的に)受け継がれてきている。

この分裂を克服して、新たに生まれてくる社会的諸問題に対応すべく、国家の側からは「福祉行政」とそれによって組織された諸団

体が、市民社会の側からは利害を共通するものによって組織された「協同組織」が生まれ発展してくる。この結果、前者が公益を代表し、後者が共益を追求するものと考えられてくる。ここで重要なことは、福祉行政が公益を代表すると言っても、それは私的利益を追求すると考えられている市民社会の構成員の私益の裏返しとしての「公益」であり、したがって、私益に規定されたものであるということである。また、協同組織が共益を追求するといっても、あくまで私的個人の協同としての共益であり、協同組織は私益と共益の矛盾として存在するということである。

このような矛盾の展開を基礎づけているのは、商品・貨幣世界を前提とする資本の運動である。それは資本主義社会の基礎である商品経済の基本的な矛盾、すなわち商品の私的性格と社会的性格の矛盾の展開過程である。近現代の社会では、資本蓄積の外延的・内包的展開にともなって、生活におけるあらゆる領域へ商品・貨幣関係が浸透し、共同体や家族、そして非貨幣的で直接的人間関係によって支えられていた社会的諸関係は変容・解体する傾向にある。そして、その一方では、生活や生産・労働における実体的社会化は全国的・世界的市場の拡充に比例して発展する。しかし、それらを推進し、成果を取得する主体はあくまで私的資本であるという形態で展開するのである。

私益と社会益は、この矛盾の展開過程に規定されている。したがって、私益と社会益は近現代社会では基本的には矛盾しながら、相互に依存し合った不可分のものとして展開する。その際に、社会益は明示的にあらわれるというよりも、私的資本の運動にともなって、諸個人にとってはいわば潜在的に展開することになりがちなのである。それは、資本主義的市場における商品がしばしば国境をも越えた不特定多数を購入対象とするものであり、それらを媒介としている社会性は「匿

名性」を基本とするということに規定されている。

しかし、資本の私的性格と社会的性格の矛盾の展開にともなって、それまで潜在的に存在していた社会的性格も顕在化せざるをえない。資本そのものに関する大きな制度的転換は「株式会社」の成立であったが、なお私的利潤を追求する資本の運動そのものの枠内にある。一般に、資本主義的商品の社会性はその使用価値的側面に意識的に注目することによってはじめてみえてくるものである。私的企業の社会性はその企業秘密（企業活動の「自由」）を越えて生産・労働過程の内側が明らかになり、生産・流通・消費・廃棄の社会的循環、そして諸労働部門の社会的分業の中で位置付けられてはじめて理解できるようになるのである。しかしながら、価値的側面が支配的で、私的利潤と私的消費が優先する資本主義社会ではそうした理解が日常的になることはない。現代においても資本の社会的性格は、企業の社会的責任を迫る運動などを通してはじめて再認識されるというような状況がある。現代社会において社会益が意識化されるのは、むしろ資本の外部において社会化をすすめるような動向が基盤になってのことである。

まず、国家の側からの働きかけである。私的自由権を保障する役割に限定されている段階においては、国家は社会化を進める担い手にはなり得ない。生存権、労働権、教育権などの社会権を保障し実現するような段階、一般的には福祉国家と呼ばれるような段階になって、国家的な社会化が本格的に進展するようになる。とくに、福祉国家が行政的な組織整備をする行政国家的な段階をこえて、福祉行政のかたちでさまざまな事業を展開する事業国家的な段階になると、諸施設をはじめとする公的な「社会資本」<sup>17)</sup>、あるいは「公務員」による社会サービスをとおした社会化が進展する。

しかし、ポスト福祉国家が叫ばれ、新自由主義的・新保守主義的政策がとられている現段階では、国家による社会化は縮減される傾向にある。これまで形成されてきた公的な資本も再編成の過程にあり、国家が形成する社会性も「公共性」のあり方として見直されてきている。それは、行財政改革や官僚的硬直性あるいは土建国家の克服というだけでなく、絶えることなく続く収賄事件などの不祥事によって腐朽・腐敗性が明確になるにしたがって、国家的な組織と活動の公共性そのものが問われるところまでできているからである。そして、いまや自治体と地域住民組織の協同によって推進される地域レベルからの公共性＝「地域的公共圏」の形成が実践的な課題となっているのである<sup>18)</sup>。

次に、市民社会の側からの社会化についてである。「欲求の体系」を理論化したような功利主義的な市民社会観に対しては、自由で平等な人格によって組織化された社会という社会契約的な近代社会理解がしばしば対置されてきた。現代におけるその代表はJ. ロールズであろう。彼は「公正な社会的協働システムとしての社会」という観念を基本としながら、互惠性ないし相互性の観念にもとづく社会的協働は「協働する人々がその行動を規律するのに適切であるとして受け容れる、公共的に承認されたルールと手続き」<sup>19)</sup>によって導かれると言う。彼の「公正としての正義」という法哲学的な提起は、戦後の福祉国家を支える重要な基本理念となった。そうした法理念にさらに実践的根拠をあたえたのが、周知のJ. ハーバマスの「コミュニケーション的行為論」であり、討議的民主主義と民主的市民社会を形成していく論理を提供してきた<sup>20)</sup>。しかしながら、対話的關係を越えて現実的な社会関係の変革をもたらしてきたものは、生産や労働・生活の社会化を背景として、条件のあるところから「社会的協働」を進めてきた協同的組織活動であった。

職業団体等の団体組織はたぶんに前近代からの人格的依存関係とくに身分的側面をもつものであるが、近代以降の自律した個人によって自由に組織化されたものとして「協同組織 association」とくに「協同組合 cooperatives」が発展してくる。それは、社会化が進展するのにもかかわらず、国家によっても資本によっても実現されない「社会権」を、それを必要とする者たちの協同の力によって実現しようとする、しばしばやむにやまれぬ運動である。しかし、その組織自体は資本主義社会全体の中では少数派であり、とくにメンバーシップをとり、そうしたものとして制度化されると「社会的」組織としては、限定されたものとなる。それは、国家と資本による制約を受けて、社会益とは異なる「共益」を追求する組織として位置付けられ、実体的にそうした枠内で活動するものとされる。そのことは、私的個人主義を前提にした協同組織のメンバーにも受け入れられるようになる。

こうした中で、協同組合によって「社会権」を具体化しようとするならば、独自の対応が必要となってくる。一般的には、それは事業・経営と区別される組織的な活動と運動において追求されてきた。それは協同性と社会性を、しばしば制度的枠組みを越えて、協同そのものの領域を拡充することによって統一する実践だということもできる。しかし、私的資本との競争関係の中で、協同組合の私的資本との「同型化」が進むのに伴って、それらはしばしば対立し、「事業・経営と組織・運動の矛盾」が表面化してきた。そして現段階においては、事業・経営においても協同組合のもっている社会性を明確にすることが課題となっていると言える。山田教授はそれを「開かれた民主的な協同組合」を実現する課題だと指摘しているのである。それは、いわば社会益（社会権）に支えられた共益を実現する課題だとも言える。

その際に重要となるのは「開かれた協同組

合」を実現するためにも、組合内外において社会益を追求するボランティアな諸グループ・組織との連携が必要になってくることである。たとえば、日本の生協では組織活動・運動として、直接的に事業にかかわる食品公害などの問題だけでなく、平和問題をはじめ、環境問題、最近では福祉・教育問題や地域問題に取り組んできた。そうした運動は、組合と組合員を活性化させるだけでなく、協同組合の社会的位置を高めてきた。それらは必然的に、社会的な問題に取り組む諸組織との連携を求めるようになる。

社会益にかかわる組織として現段階の日本で注目されているのは、既述のように、ボランティア組織でありNPO組織である。これらの組織と「共益」を追求するとされている協同組合が連携して、社会益をより豊かに実現させていくことが当面の課題となっている。その際、協同組合が「商品供給」を通して活動しているとするならば、その社会的性格が明確になるのは使用価値的側面を通してであるということは一般企業と同様であることに留意する必要がある。

顔と顔がみえる関係を創りながら、商品の使用価値としての質的側面にこだわってきた生協の産直などの経験と展開論理を、社会的サービスの領域でも発展させることが「社会益」を見えるかたちで発展させていくことの基本となるであろう。とくに協同組合間協同の実践にみられるように、相異なる共益と共益の連帯を通して社会益を見えるかたちにしていくことが重要な活動となる。

最後に、以上のような国家的社会化と市民社会的社会化（協同化）との関係が問われなければならない。それは、公共性（公益）と協同性（共益）の関係の問題であるとも言える。社会権が人権として確認された戦後においては、国家的な公共性の具体化を通して社会性が発展するという側面がみられるが、それはしばしば形式的なものに止まる場合が多

い。公共性の実体的基盤となるのは社会性であるが、市場社会＝資本主義社会における社会性は私性と不可分のものとして生まれ展開してくる。したがって、近現代社会の公共性は、現実的には、社会性と私性の矛盾を克服しようとする協同性を媒介にしたものとしてしか実現できない。筆者はこれを「住民的公共性」と呼んできた<sup>21)</sup>。

以上のことをふまえて、社会的企業とは「事業活動をとおして社会益＝社会権の実現をめざすべく、市民社会で協同活動する組織」だと言える。その意味で公的企業や私的企業はもちろん、協同組合企業とも異なる独自の存立根拠をもっている。しかし、社会益は私益と密接に結びついており、その現実化においては、共益や公益の追求と不可分のものである場合が多い。共益を追求する協同組合は、今日では、意識的に社会益を追求することがその存立にとっても重要な意味をもつようになってきている。私益や公益とのかかわりでは、社会的企業は協同組合と同様の内的矛盾をかかえているのである。

「社会益」の具体的内容は、以上のような理解の上で検討されなければならない。

## V 社会益＝社会権の展開と残された課題 ― 小括にかえて ―

本稿ではこれまで、社会的企業の現代的意義と存立根拠を考えるために、山田定市教授によって提起されている「協同と協同組合」論に学びながら、ヨーロッパで展開されている社会的企業論を発展させる課題を検討してきた。しかし、これらはなお問題の入り口にすぎない。山田定市教授に学ぶならば、社会的企業がかかえている実践的課題とそれに取り組む人々の主体形成過程を視野におくところまで検討してみなければならないであろう。そのための課題としては、次のようなことがあげられる。

第1に、社会的企業において追求する社会性（社会益）は、現代の社会問題に取り組む中で明らかになることであり、ヨーロッパの脈絡においては、それは一般に「社会的排除問題」と理解されているということである。グローバリゼーションに伴う社会的排除問題については、現代的人権としての「市民性 citizenship」を保障されていない人々や地域の存在、それらが生み出される構造とメカニズムの理解を必要とする。それらを克服するために取り組まれる諸実践の全体の中で社会的企業は位置付けられなければならない。

第2に、社会性として実現されるべきは、自由権を前提とした社会権であるということである。日本国憲法ではこれを生存権・教育権・労働権として明確にした。その後、それらを具体化する法制度が作られ、関連諸政策が展開されてきたが、現段階においてはそれらの批判的吟味が必要である。たとえば、教育権については単に「教育を受ける権利」というだけでなく、教育に参画し、新しい教育を創造していく自己教育権、あるいはユネスコ成人教育会議の「学習権宣言」（1985年）が言うような「人権中の人権」としての学習権の理解が必要となる。さらに今日においては、いわゆる「第3世代の人権」が提起され、人間的関係を形成し、それぞれのアイデンティティに基づいて集団活動をする「連帯権」が重視されていることにも注目しなければならないであろう<sup>22)</sup>。

旧来の社会権も、現段階の到達点をふまえて発展させる必要がある。教育権は、上述のような学習権論の発展をふまえて、現代社会において自律した人間として生きていくための「人権中の人権」として位置付けられなければならない。社会権の代表とされてきた生存権は、住宅や社会的アメニティ環境、社会的サービスを含めて、地域で安全・安心に生きていくための環境権として拡充されなければ

ばならない。労働権は、単に雇用の場の確保というだけでなく、人間的な労働、とくに協業・分業をとおしてはじめて発揮できる人間的な力を実現する権利として考えられる必要がある。これらに加えて、社会的に生産した成果を分配・再分配すること、一般に社会参画権がとくに重要な領域として位置付けられなければならない。そしてグローバルな時代の今日、これらの社会権を発展させつつ、地域コミュニティに参加し、地域文化を享受し、創造していくことを独自に集団的人権として位置付ける必要が認識されてきているのである。

第3に、社会権を地域住民みずからが実現していく過程としての協同性と公共性、とくにそれらの基盤をなす「協同関係」の発展過程に即して社会的企業の展開を把握することである。その際に、現実の協同関係は多様であり、それらを区別しながら関連づけて検討する必要がある。

いまや実践の場では、同じ「キョウドウ」でも、協同、協働、共同など多様な用語が使用されているが、それぞれ協同関係の質の差異を示すものと理解した上で再構成されなければならない。筆者は実践過程に即して、自律した諸個人が共通の目的をもって組織化をする際の「意志協同 association」、自分たちの生活を守り豊かにするために一緒に活動をする「生活協働 cooperation」、分業や協業を組織し自分たちが必要とするものを創造していく「生産共働 collaboration」、生産したものを分配する際に行う「分配協同 sharing」、そしてこうした活動によって生まれ、新たな協同活動の基盤となる「共有資産 commons」をもって、地域レベルで多様な協同関係を組織化していくような「地域共同 synergy」を区別したことがある<sup>23)</sup>。この地域共同については、多様な質をもった協同活動をそれぞれが豊かに展開するように働きかける実践という意味をこめて「協同・協働・

共同の響同関係 symphony」という造語もしてみた<sup>24)</sup>。

最後に、以上のことを地域住民の主体形成過程に即して理解することである。地域住民は、私的個人と社会的個人の矛盾（その現れが、私益と社会益の対立）に規定されて、公民と市民が分裂している。それらを克服する基本的な実践が、協同性を基盤とする公共性＝住民的公共性の形成なのである。「公民 citizen」は、主権者・受益者・職業人・納税者といった顔をもつ。「市民 individual」は、消費者・生活者・労働者・生産者といった顔をもつ。これらの諸側面はしばしば分裂したり対立したりして、現代人の矛盾として現れる。そうした矛盾を上述のような協同関係の形成をとおして克服しつつ、現代的人格としての地域住民＝地球市民がそれぞれアイデンティティをもった主体としてどのように形成されるかが問われているのである。ボルザガらの研究では協同組合と非営利組織の交差空間に存在する社会的企業のハイブリッド的性格が指摘されていたが、実践的には、多様な協同関係を「ハイブリッド化」することによって、「ハイブリッドな統一的人格」を形成することが求められていると言える。

集団的活動の展開としてみれば、社会的企業の活動はレイヴとウェンガーが言う「実践共同体 community of practice」<sup>25)</sup>の形成にかかわるであろう。ウェンガーらは、実践共同体とは「あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技能を、持続的な相互交流を通じて深めていく人々の集団」<sup>26)</sup>であるという。そして、経験的に得られた実践共同体（コミュニティ）育成の7原則として次のような点をあげている。すなわち、①進化を前提とした設計を行う、②内部と外部それぞれの視点を取り入れる、③さまざまなレベルの参加を奨励する、④公と私それぞれのコミュニティ空間をつくる、⑤価

値に焦点を当てる、⑥親近感と刺激とを組み合わせる、⑦コミュニティのリズムを生み出す、ということである。実践共同体は企業組織などの公式な組織における非公式なコミュニティとして考えられているが、これらの点はすべて社会的企業にもあてはまるというだけでなく、社会的企業そのものが正面から取り組むことが求められている課題である。とくに、②～⑤をふまえて多様な協同関係を組織化することが、社会的企業としての発展のための重要な課題となっている。

本稿の小括として、以上のことをふまえて社会的企業が追求する「社会益」（社会性）の展開を整理しておくならば、〈表-1〉のようになる。それは、社会的企業のモデルと考えられているイタリアの「社会的協同組合」の目的、すなわち「市民の人間としての発達および社会参加についての、地域社会（コミュニティ）の普遍的な利益を追求する」（1991年法第381号）ことを具体化していく方向を示すものである。

さて、以上のような理論的枠組みを念頭において、社会的諸問題（社会的排除問題）に取り組む、協同活動をとおして社会益＝社会権の実現をはかろうとする社会的企業のあり方が考えられなければならない。その際、現実の社会的企業が、現代の国家と市民社会の構造に規定された矛盾関係の中にあることがふまえられなければならないであろう。ここでは、社会的企業における基本的な矛盾の表れとして、ボルザガらが2つの「同型化傾向」を問題にしていることに注目してみたい。それは国家組織化と資本主義的企業化であり、

端的に「国家機関化・官僚化傾向」と「商品化・資本化傾向」を指摘していたと言える。この2つの傾向を克服していくことによって、社会的企業が社会的企業として存続し発展していくことが可能なのである。

実は、この2つの傾向は近現代社会＝資本主義社会において協同組合が展開する際にかかえる基本問題でもあった。農業協同組合に関しては、商業資本説を中心とした協同組合論がこうした問題をあつかってきた。とくに、近藤康夫や井上晴丸が展開した国家独占資本主義下の協同組合についての実証的・理論的展開は、協同組合の国家機関化の指摘を含んでいた。他方、協同組合資本説は協同組合の本質にかかわる議論であったが、まさに資本化傾向の指摘を内包していたと言える<sup>27)</sup>。

このような傾向は、現代の国際的動向においても確認されている。たとえばバーチャルは、市場競争・不確実性といった外部からの圧力以外に、協同組合に対する内部からの圧力として、民主的組織に存在する少数支配に向かう傾向、複雑な組織に存在する経営者支配に向かう傾向、大規模組織に存在する傾向として官僚制への傾向を問題にしている<sup>28)</sup>。また、NPOの代表的研究者であるサラモンは、非営利セクターの危機として、財政的危機に加える「市場競争の危機」をあげ、そうした中でNPO本来の特徴が失われ、非営利という組織形態の放棄すら生まれていること、そして、政府主導の社会的プログラム、専門家主義、アカウントビリティ不足による「有効性の危機」、それらの結果としての「信頼性の危機」が生じていることを指摘してい

〈表-1〉 社会益＝社会権の展開過程

公民	主権者	受益者	職業人	納税者	地球市民
社会益＝社会権	学習＝教育権	生存＝環境権	労働＝協業権	分配＝参画権	共有＝連帯権
協同関係	意志協同	生活協働	生産共働	分配協同	地域共同
市民	消費者	生活者	労働者	生産者	地域住民

た<sup>29)</sup>。

これらはまさに「同型化」傾向の現れと言うことができよう。こうした意味では、社会的企業論における「同型化傾向」の問題は、旧来の協同組合論をふまえつつ、それらを新たな段階で、新たな対象や実践課題に即して発展させる必要がある重要な研究課題になるであろう。そこでも、山田教授が提起している「協同と協同組合」論は有効性を発揮することになるであろう。

以上のことを念頭において、「国家機関化・官僚化傾向」と「商品化・資本化傾向」に対抗しながら、社会的企業が社会的企業として発展していくための諸課題について検討することが次の課題となる。

## 注

- 1) 社会民主主義的福祉国家については後述する。日本で話題となった新福祉国家の提起については、渡辺治・後藤道夫編『日本社会の対抗と構想』大月書店、1997、二宮厚美『日本経済の危機と新福祉国家への道』新日本出版社、2002。
- 2) NPO法に照応して、日本NPO学会が生まれている。日本でのNPOの理解をめぐることは、さしあたって、塩澤修平・山内直人編『NPO研究の課題と展望2000』日本評論社、2000。
- 3) この時期の社会的経済については、J. ドゥフルニ/J. L. モンソン編著『社会的経済』富沢賢治ほか訳、日本経済評論社、1995(原著1992)。とくにフランスでの動向については、J. モロー『社会的経済とはなにか』石塚秀雄ほか訳、日本経済評論社、1996(原著1994)。
- 4) 協同総合研究所編『非営利・協同の時代』シーアンドシー出版、1995、富沢賢治・中川雄一郎・柳沢敏勝編『労働者協同組合の新地平——社会的経済の現代的再生——』日本経済評論社、1996、富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実——参加型社会システムを求めて——』日本経済評論社、1997。
- 5) Carlo Borzaga and Jacques Defourny ed., *The Emergence of Social Economy*, 2001, 内山哲朗ほか訳『社会的企業』日本経済評論社、2004。より広い国際比較については、協同組合運動という視点からのものとして、ジョンストン・バー

チャル『国際協同組合運動——モラル・エコノミーをめざして——』都築忠七監訳、家の光協会、1999(原著1997)、非営利部門という視点からのものとして、Lester M. Salamon et al. eds., *Global Civil Society: Dimensions of the Non-profit Sector*, The John Hopkins Center for Civil Society Studies, 1999。

- 6) 社会的排除問題については、さしあたって、拙編著『社会的排除と「協同的教育」』(御茶の水書房、2002)、および同『地域づくり教育の新展開』(北樹出版、2004)を参照されたい。
- 7) C. ボルザガ/J. ドゥフルニ編『社会的企業』前出、p.225。1991年に法制化(第381号法)されたイタリアの社会的協同組合は、ボランティア組合員についての規定がある一方、非営利性とかかわる「剰余金の不分配」の規定はないといった特徴がある。それは、とくに70年代後半から注目されてきた新たな貧困=社会的不利益の問題に取り組む「社会的連帯協同組合」や社会的不利益層が参加する労働者協同組合の運動などを背景にしたものであり、前者にかかわって社会的サービスを供給する「A型」と、後者にかかわって社会的不利益層の就労を促進する「B型」の2つのタイプが位置付けられている。田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社、2004、も参照。
- 8) 山田定市『農と食の経済と協同——地域づくりと主体形成——』日本経済評論社、1999、p.149。以下、引用は同書、第10、11章。
- 9) フィランソロピーは文字通りで言えば人間愛であるが、社会貢献・寄附活動と理解されていて、NPOやボランティアの前提であるとも考えられている。林雄二郎・今田忠編『フィランソロピーの思想』日本経済評論社、1999、山内直人『ノンプロフィット・エコノミー——NPOとフィランソロピーの経済学——』日本評論社、1997
- 10) たとえば、南村博二『企業経営学——社会的責任投資(SRI)時代の経営学——』学文社、2003、谷本寛治『CSR経営——企業の社会的責任とステイクホルダー——』中央経済社、2004、足達英一郎・金井司『CSR経営とSRI——企業の社会的責任とその評価軸——』金融財政事情研究会、2004、など。
- 11) 『朝日新聞』2004年11月20日号。
- 12) そうした方向は、1990年前後から、21世紀への生協戦略として提起されてきたところである。野村秀和ほか編『転換期の生活協働組合』大月書店、1986、大内力監修『協同組合の新世紀』コープ出版、1992、など。総合農協を中心とした日本



- の農協はそもそも多様な事業を展開してきたのであるが、とくに高齢化社会への対応として90年代に展開されてきている福祉事業では、ボランティア活動が重要視されてきている。蟻塚昌克『高齢者福祉開発と協同組合』家の光協会, 1997, 田淵直子『ボランティアと農協』日本経済評論社, 2003。
- 13) 角瀬保雄・川口清史編『非営利・協同組織の経営』ミネルヴァ書房, 1999, 中川雄一郎編『生協は21世紀に生き残れるか』大月書店, 2000, 山本修ほか編著『協同組合のコーポレート・ガバナンス』家の光協会, 2000, など。
- 14) たとえば富沢賢治は, 社会的経済は「人を生み育てる『社会』に適合的な経済」であり, そうした意味での社会的領域の再発見が必要であるとしながら, 用語的には日本では一般に理解されにくいと考えて, 「社会的」ではなく「協同」経済を使用するとしている。その際, 協同経済組織は「営利目的ではなく社会的目的を実現するために経済活動をする開放的, 自律的, 民主的な組織」であるとされている。富沢・川口編『非営利・協同セクターの理論と現実』前出, pp.14~5, 18。
- 15) 佐々木毅・金泰昌編『中間集団が開く公共性』東京大学出版会, 2002, 「発題V」(佐藤慶幸執筆)。そこで共的セクターは, アソシエーションの組織形態をとるものとして, 参加・分権, 対話, 互酬, 連帯などのキーワードによって特徴づけられている。編者の金泰昌は, 公的価値および私的価値に対するものとして「公共的価値(共福)」を提起している(同書, p.294)。
- 16) 山田定市『農と食の経済と協同』前出, p.159。
- 17) 言うまでもなく, 先にふれた「社会的資本」とは異なり, 社会的一般労働手段や社会的共同消費手段として考えられている「社会的資本」である。
- 宮本憲一『社会資本論(改訂版)』有斐閣, 1976, 参照。
- 18) 拙著『教育学をひらく』青木書店, 2003, 第4章参照。
- 19) ジョン・ロールズ『公正としての正義 再説』田中成明ほか訳, 岩波書店, 2004(原著2001), p.11。
- 20) J.ハーバマス『事実性と妥当性(上)(下)』河上倫逸・耳野健二訳, 未来社, 2002(原著1992)。
- 21) 山田定市・鈴木敏正編『地域づくりと自己教育活動』筑波書房, 1992, 終章。
- 22) 日本社会教育学会編『現代の人権と社会教育の価値』東洋館出版社, 2004, 所収の拙稿(序章)参照。
- 23) 拙編著『社会的排除と「協同の教育」』前出, 終章を参照されたい。
- 24) 拙著『生涯学習の教育学』北樹出版, 2004, 第2章。
- 25) J.レイヴ・E.ウェンガー『状況に埋め込まれた学習』産業図書, 1993(原著1992)。
- 26) E.ウェンガーほか『コミュニティ・オブ・プラクティス』翔泳社, 2002(原著2002), p.33。
- 27) 協同組合論の展開については, さしあたって, 風戸伊作『協同組合論の解明』時潮社, 1975, 岡野昇一・井上周八『協同組合論・批判と考察』文真堂, 1976, など。とくに協同組合資本をめぐるのは, 堀越芳昭『協同組合資本学説の研究』日本経済評論社, 1989。
- 28) ジョンストン・バーチャル『国際協同組合運動』前出, 第7章。
- 29) レスター・M・サラモン『NPO最前線』山内直人訳, 岩波書店, 1999(原著1997)。